

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月20日（平成28年（行情）諮問第731号）

答申日：平成29年3月23日（平成28年度（行情）答申第814号）

事件名：特定事件番号の諮問に係る理由説明書に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年（行情）諮問第43号（以下「別件諮問」という。）理由説明書にかかる決裁関連文書の全て。※電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に規定する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（本本B497）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月2日付け防官文第9241号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情

報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求め、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

なお、本件で特定した行政文書は、電磁的記録（12ファイルで構成され、記録形式の内訳はPDFファイル5ファイル及び文書作成ソフトにより作成されたファイル7ファイル）と同一文書の紙媒体双方を特定

した。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件は審査請求人の希望により、紙媒体で特定された本件対象文書をスキャナにより電子化したもの(PDFファイル)を交付している。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、「一部に対する不開示決定の取消し」を求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成28年12月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月20日 | 審議 |
| ④ 同年3月3日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別件諮問に係る理由説明書に関する決裁文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、別件諮問に係る理由説明書に関する決裁関連文書の全ての開示を求めるものであり、原処分において、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書のうち、4枚目、6枚目、11枚目、12枚目、14枚目、25枚目及び26枚目については、PDF形式以外の電磁的記録であり、その余の部分については、紙媒体をスキャナで読み取るなどしたPDF形式の電磁的記録であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため再度確認を行ったが、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）は見つからなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、別件諮問に係る不服申立人の氏名、年齢、印影、住所、郵便番号、連絡先電話番号、ファックス番号及びメールアドレス等並びに開示請求者の氏名、住所、郵便番号及び連絡先電話番号が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文

書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久